

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 関東 1 - 6

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成30年 6月 8日

【会社名】 四国電力株式会社

【英訳名】 Shikoku Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 取締役社長 佐伯 勇人

【本店の所在の場所】 香川県高松市丸の内 2番 5号

【電話番号】 087 (821) 5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 山田 修司

【最寄りの連絡場所】 香川県高松市丸の内 2番 5号

【電話番号】 087 (821) 5061

【事務連絡者氏名】 経理部財務グループリーダー 山田 修司

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 12,500百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年 8月10日
効力発生日	平成29年 8月18日
有効期限	平成31年 8月17日
発行登録番号	29 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 150,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
29 - 関東 1 - 1	平成29年10月 5日	10,000百万円	-	-
29 - 関東 1 - 2	平成29年11月14日	10,000百万円	-	-
29 - 関東 1 - 3	平成30年 2月16日	10,000百万円	-	-
29 - 関東 1 - 4	平成30年 4月19日	10,000百万円	-	-
29 - 関東 1 - 5	平成30年 5月10日	20,000百万円	-	-
実績合計額（円）		60,000百万円 (60,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 90,000百万円
(90,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出した。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項なし

【縦覧に供する場所】

四国電力株式会社 徳島支店

(徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地)

四国電力株式会社 高知支店

(高知県高知市本町4丁目1番11号)

四国電力株式会社 愛媛支店

(愛媛県松山市湊町6丁目6番地2)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	四国電力株式会社 第301回社債（一般担保付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	12,500百万円
各社債の金額（円）	10万円
発行価額の総額（円）	12,500百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年0.14%
利払日	毎年6月25日及び12月25日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成30年12月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各25日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記（注）「10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成33年6月25日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成33年6月25日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）「10．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成30年6月11日から平成30年6月22日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年6月25日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	電気事業法第27条の30に基づく一般担保
財務上の特約（担保提供制限）	該当条項なし（本社債は、一般担保付であり、財務上の特約は付されない。）
財務上の特約（その他の条項）	該当条項なし

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社はR & IからA + の信用格付を平成30年6月8日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。
R & I：電話番号03-6273-7471

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号及び第(2)号または別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号ないし第(3)号に定める規定に違反したとき。
- (2) 当社が本(注)4、本(注)5、本(注)6及び本(注)8に定める規定、条件に違反し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来したにもかかわらずその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

- (7) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押もしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受けたとき、またはその他の事由により当社の信用を害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不相当であると認めるとき。
4. 社債管理者への通知
当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
(1) 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
(2) 当社が当社の重要な資産の上に担保権を設定するとき。
(3) 事業の全部もしくは重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
(4) 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。
5. 社債管理者の調査権限
(1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約証書の定めに従い社債管理者の権限を行使し、または義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書の提出を請求し、または自らこれらにつき調査することができる。
(2) 前号の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社はこれに協力する。
6. 社債管理者への事業概況等の報告
(1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。
(2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書及びその添付書類の写しを当該事業年度終了後3か月以内に、四半期報告書の写しを当該各期間経過後45日以内に社債管理者に提出する。金融商品取引法第24条の4の2に定める確認書及び金融商品取引法第24条の4の4に定める内部統制報告書についても上記各書類の取扱いに準ずる。また、当社が臨時報告書または訂正報告書を財務局長等に提出した場合には遅滞なくこれを社債管理者に提出する。
(3) 当社は、前号に定める報告書及び確認書について金融商品取引法第27条の30の3に基づく電子開示手続を行う場合には、電子開示手続を行った旨を社債管理者に通知することにより、前2号に規定する書面の提出を省略することができる。
7. 債権者の異議手続における社債管理者の権限
会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。
8. 社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令または契約に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告(ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときはこれを省略することができる。)または社債管理者が認めるその他の方法によりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。
9. 社債権者集会に関する事項
(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)8に定める方法により公告する。
(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債等振替法第86条第1項及び第3項に定める書面を社債管理者に提示のうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

11．発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	3,500	1 引受人は本社債の全額につき共同して引受並びに募集の取扱いを行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引き受ける。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金30銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	2,100	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	2,100	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	2,100	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	1,200	
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8	600	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	300	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀4丁目7番1号	300	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目7番1号	200	
中銀証券株式会社	岡山県岡山市北区本町2番5号	100	
計	-	12,500	

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	1 社債管理者は共同して本社債の管理を受託する。 2 本社債の管理手数料については、社債管理者に期中において年間17.5万円を支払うこととしている。
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
12,500	45	12,455

(2)【手取金の使途】

手取概算額12,455百万円は、全額を設備資金及び社債償還資金として、平成31年3月末までに充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

特に目論見書に記載しようとする事項は、次のとおり。

記 載 箇 所	記 載 内 容
表 紙	「社 章」 

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)平成29年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)平成29年8月7日関東財務局長に提出

事業年度 第94期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)平成29年11月7日関東財務局長に提出

事業年度 第94期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)平成30年2月6日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月8日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月8日）までの間において変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については___ 罫で示しています。

当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」に記載した事項を除き、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。また、以下の「対処すべき課題」における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月8日）現在において判断したものです。なお、当該有価証券報告書等、以下の「事業等のリスク」及び「対処すべき課題」に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがある。

なお、文中における将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月8日）現在において判断したものである。

(1)経済環境に係るリスク

経済・社会情勢、天候

当社グループの連結売上高の約9割を占める電気事業において、販売電力量は、経済・社会情勢や天候による影響を受ける可能性がある。特に冷夏・暖冬となった場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

火力発電用燃料価格の変動

火力発電用燃料である原油、石炭などの価格は、国際市況や為替相場の動向等により変動するが、燃料価格及び為替相場の変動を電気料金に反映させる「燃料費調整制度」により、当社グループの業績への影響は限定的であると考えている。

ただし、燃料価格や為替相場が著しく変動した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

金利変動

当社グループの社債・借入金残高は、平成29年度末で6,832億円となっており、今後の金利変動により、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

ただし、当社グループの社債・借入金残高の大半は、固定金利に基づく長期資金であることなどから、金利変動による当社グループの業績への影響は限定的であると考えている。

退職給付費用・債務

当社グループの退職給付費用及び債務は、割引率など数理計算上の前提条件に基づいて算出している。このため、金利変動に伴う割引率の変動などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(2)電気事業を取り巻く環境変化に係るリスク

エネルギー政策や電気事業制度の変更

電気事業については、エネルギー需給に関する基本方針等を定めた「エネルギー基本計画」に基づく今後の施策や、小売全面自由化、送配電部門の法的分離等の電力システム改革、電力市場における更なる競争活性化等に向けた市場・ルールの整備、さらにはこれらに伴う他事業者との競争の進展などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

原子力発電に係る安全規制の変更

当社グループは、原子力規制委員会が定めた新規制基準への適合をはじめとして、原子力発電事業に係る各種法令に則り、原子力発電所を安全・安定的に運転するための取り組みを進めている。

今後、新規制基準等が変更され、原子力発電所の稼働が制約を受ける場合や追加の安全対策が必要となる場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

原子燃料サイクルに係る費用等の変動

使用済燃料の再処理や放射性廃棄物の処分など原子燃料サイクルに係る費用や、原子力発電施設の解体費用については、国が定める制度措置等により不確実性が低減されているが、今後、制度措置の見直しなどによる将来費用の見積額の変動や再処理施設等の稼働状況などにより、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

環境規制の強化

電気事業においては、原子力発電の最大活用やLNGの導入をはじめとする火力発電設備の高効率化、再生可能エネルギーの導入などを通じて温室効果ガスの削減をはかっているが、今後、低炭素社会の実現に向けて環境規制が強化された場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

(3)事業活動に係るリスク

設備・操業のトラブル

電気事業を中心とする当社グループでは、高品質のサービスを提供するため、設備の保守・点検を着実に実施している。また、災害リスクを検討し、最新の知見を反映した設備の安全性確保対策を適宜、適切に実施している。

しかしながら、大規模な地震・津波・台風等の自然災害のほか、故障、事故等により、設備の損傷や操業トラブルが発生した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

電気事業以外の事業

電気事業以外の事業については、その将来性や収益性を吟味しながら進めているが、市場環境の急速な悪化等により、当初見込んでいた収益を確保できない可能性がある。

コンプライアンス

当社グループでは、事業活動に関する全ての法令の遵守と、社会からの信頼と評価を得るための企業倫理の徹底をはかるため、グループ各社に「コンプライアンス推進委員会」を設置するとともに、「よんでんグループコンプライアンス推進協議会」を設置し、グループ全体でコンプライアンスの推進に取り組んでいる。しかしながら、法令違反や企業倫理に反した行為が発生した場合、当社グループへの社会的信用が低下し、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

情報の管理

当社グループが保有するお客さま情報をはじめ、業務上取扱う重要情報については、情報管理のルール・体制・システムを整備するとともに、従業員に教育を実施するなど、厳正な管理に努めているが、こうした情報が社外へ漏洩した場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

訴訟等

当社グループでは、法令等の遵守の徹底に努めているが、当社グループの事業活動等が重大な訴訟等の対象となり、当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの業績は影響を受ける可能性がある。

特に、原子力については、訴訟の結果により発電所の停止が長期化する場合、代替の火力燃料費の増加により、当社グループの業績は大きな影響を受ける可能性がある。

「対処すべき課題」

当社グループを取り巻く事業環境においては、節電・省エネの定着、電力小売全面自由化を契機とするお客さま獲得競争の激化に加えて、エネルギー周辺分野で新規サービスや事業が次々と創出されるなど、大きな変化が進展・拡大している。

また、2020年4月に送配電部門の法的分離が予定されるほか、ベースロード電源市場の創設等に向けたルール整備、温室効果ガス削減の確実な達成のための環境規制の強化など、政策・規制面で今後の当社グループの事業経営に大きな影響を及ぼす様々な見直しが進められている。

このような大きな転換期のなかにあつて、当社グループが持続的な成長の達成を目指していくためには、環境変化への適応力を高めるとともに、お客さまに選ばれ続けるよう、絶えず付加価値を創出していかなければならない。その実現に向け、当社グループは、中長期を見据え、従来型の手法や既成概念にとらわれることなく、「販売力と収益源の抜本的な強化」ならびに「事業効率の徹底した改善」の取り組みを着実に進め、企業体質の転換をはかっていく。

販売力と収益源の抜本的な強化

当社グループは、電力販売において他事業者との提携や卸販売も含めた様々な施策を着実に遂行することにより、既存の顧客・収益基盤の強化をはかるとともに、電気の利用拡大につながる提案・ソリューション活動を効果的に展開していくことなどにより、潜在的な需要の掘り起こしや販路の開拓を推進していく。

また、これらに加えて、電力販売との関連性を有する分野におけるサービス・技術の開発・提供を通じて新たな収益機会の開拓を目指すとともに、情報通信事業や海外でのエネルギー事業などの一層の拡大に取り組んでいく。

さらに、当社グループが保有する設備、知的財産、人材、情報などの経営資源と、様々な業種・分野における先進的な技術・アイデアなどとの融合をはかり、新たなサービスやビジネスの創出にも努めていく。

事業効率の徹底した改善

当社グループの電力供給設備に関しては、安定供給の基盤となる基幹設備について稼働率の最大化による有効活用をはかる一方、低・不稼働設備の休廃止や集約化を進めることなどにより、事業効率の改善を計画的に進めていく。

さらに、資機材等の調達価格のさらなる低減に向けた施策や、業務の進め方の抜本的見直しなどによる生産性の向上にも全力で取り組んでいく。

また、伊方発電所3号機については、平成29年12月、広島高等裁判所において、平成30年9月30日まで運転差し止めを命じる仮処分決定が出されたが、早期の再稼働をはかるべく、本仮処分決定の取り消しに全力を尽くしていく。

当社グループが、今後とも円滑な事業運営を進めていくためには、責任あるエネルギー事業者として、安全性を最優先に、安定供給、経済効率性、環境適合の同時達成を目指していくとともに、地域社会や株主・投資家の皆さまに当社グループの事業活動への理解を深めていただくことが、これまで以上に重要となる。

引き続き、当社グループは、法令遵守や企業倫理の徹底、透明・公正な情報開示、環境保全、地域共生活動の推進、従業員活力の維持・向上など、社会的責務の遂行に真摯に取り組んでいくことにより、信頼され、評価・選択される企業グループを目指していく。

なお、上記に掲げた参照書類としての四半期報告書（第94期第3四半期）の「第一部 企業情報 第4 経理の状況 2 その他（重要な訴訟事件等）」については、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月8日）現在以下のとおりとなっております。変更及び追加箇所については、 罪で示しています。

（重要な訴訟事件等）

伊方発電所運転差し止め訴訟（松山地裁）

当社を被告とする伊方発電所2～3号機の運転差し止めを求める訴訟が松山地方裁判所に4次（提訴は、第1次訴訟が平成23年12月、第2次訴訟が平成24年3月、第3次訴訟が平成25年8月、第4次訴訟が平成26年6月）にわたって提起されており、現在、係争中である。

伊方発電所3号機運転差し止め仮処分命令申立事件（松山地裁、高松高裁）

当社を相手方とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める仮処分が、平成28年5月、松山地方裁判所に申し立てられ、平成29年7月、同申立てを却下する決定があった。

平成29年8月、高松高等裁判所に、上記決定を不服とする即時抗告がされており、現在、係争中である。

伊方発電所運転差止訴訟(広島地裁)

当社を被告とする伊方発電所1～3号機の運転差止め及び慰謝料(使用済燃料全部が搬出されるまで原告1名当たり1万円/月)の支払いを求める訴訟が、広島地方裁判所に4次(提訴は、第1次訴訟が平成28年3月、第2次訴訟が平成28年8月、第3次訴訟が平成29年4月、第4次訴訟が平成29年11月)にわたって提起されており、現在、係争中である。

伊方発電所3号機運転差止仮処分命令申立事件(広島地裁、広島高裁)

当社を相手方とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める仮処分が、広島地方裁判所に2次(申立ては、第1次申立てが平成28年3月、第2次申立てが平成28年8月)にわたって申し立てられ、平成29年3月、同申立てを却下する決定があった。

その後、平成29年4月、広島高等裁判所に、上記決定を不服とする即時抗告がなされ、平成29年12月、平成30年9月30日まで伊方発電所3号機の運転差止めを命じる決定があった。平成29年12月、当社は、仮処分命令の取消し等を求めて広島高等裁判所に異議を申し立てており、現在、係争中である。

伊方発電所3号機運転差止仮処分命令申立事件(広島地裁)

当社を相手方とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める仮処分が、平成30年5月、広島地方裁判所に申し立てられている。

伊方発電所運転差止訴訟(大分地裁)

当社を被告とする伊方発電所2～3号機の運転差止めを求める訴訟が、大分地方裁判所に3次(提訴は、第1次訴訟が平成28年9月、第2次訴訟が平成29年5月、第3次訴訟が平成30年5月)にわたって提起されており、現在、係争中である。

伊方発電所3号機運転差止仮処分命令申立事件(大分地裁)

当社を相手方とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める仮処分が、大分地方裁判所に2次(申立ては、第1次申立てが平成28年6月、第2次申立てが平成28年7月)にわたって申し立てられており、現在、係争中である。

伊方発電所運転差止訴訟(山口地裁岩国支部)

当社を被告とする伊方発電所2～3号機の運転差止めを求める訴訟が、平成29年12月、山口地方裁判所岩国支部に提起されており、現在、係争中である。

伊方発電所3号機運転差止仮処分命令申立事件(山口地裁岩国支部)

当社を相手方とする伊方発電所3号機の運転差止めを求める仮処分が、平成29年3月、山口地方裁判所岩国支部に申し立てられており、現在、係争中である。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

四国電力株式会社 本店

（香川県高松市丸の内2番5号）

四国電力株式会社 徳島支店

（徳島県徳島市寺島本町東2丁目29番地）

四国電力株式会社 高知支店

（高知県高知市本町4丁目1番11号）

四国電力株式会社 愛媛支店

（愛媛県松山市湊町6丁目6番地2）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし